

## 平成26年稲敷市農業委員会第7回総会

〔7月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
  - 日程 5 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について
  - 日程 6 農地転用事実に関する照会書について
  - 日程 7 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
  - 日程 8 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
  - 日程 9 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
  - 日程 10 現況証明願に対する証明書の交付について
  - 日程 11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

---

### 本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 議案第1号
- 日程 8 議案第2号
- 日程 9 議案第3号
- 日程 10 議案第4号
- 日程 11 議案第5号

---

### 出席委員

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君  | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君  |
| 3番 | 蛭原一君  | 19番 | 宮本善助君  |
| 4番 | 村山文雄君 | 20番 | 保科進君   |
| 5番 | 篠崎文雄君 | 21番 | 清原寿君   |

|     |    |    |   |     |     |    |   |
|-----|----|----|---|-----|-----|----|---|
| 6番  | 松本 | 文雄 | 君 | 22番 | 加納  | 昭  | 君 |
| 8番  | 川島 | 昇  | 君 | 23番 | 飯塚  | 恒雄 | 君 |
| 7番  | 吉岡 | 一仁 | 君 | 25番 | 濱田  | 昭一 | 君 |
| 9番  | 小貫 | 和子 | 君 | 26番 | 沖野谷 | 秀雄 | 君 |
| 10番 | 千勝 | 忠  | 君 | 27番 | 永長  | 秀敏 | 君 |
| 11番 | 山崎 | 健一 | 君 | 28番 | 澤邊  | 雅之 | 君 |
| 12番 | 坂本 | 富男 | 君 | 29番 | 遠藤  | 一行 | 君 |
| 13番 | 秋本 | 精一 | 君 | 30番 | 糸賀  | 泰夫 | 君 |
| 14番 | 篠崎 | 文夫 | 君 | 31番 | 山下  | 恭一 | 君 |
| 15番 | 坂本 | 一雄 | 君 | 32番 | 高須  | 一郎 | 君 |
| 16番 | 古澤 | 真和 | 君 |     |     |    |   |

---

#### 欠席委員

24番 飯田 稔 君

---

#### 出席説明委員

|             |    |    |
|-------------|----|----|
| 農業委員会事務局長   | 森川 | 春樹 |
| 農業委員会事務局長補佐 | 飯島 | 伸生 |
| 農業委員会事務局係長  | 油原 | 雅人 |
| 農業委員会事務局主査  | 宮本 | 昭  |

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

7月7日（月） 平成26年度県南連絡協議会総会  
 於 土浦市役所  
 出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

7月8日（火） 平成26年度茨城農業改革推進大会  
 於 水戸市 茨城県立県民文化センター  
 出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理  
 濱田昭一委員，沖野谷秀雄委員

7月16日（水） 緊急農業委員会会長・事務局長会議  
 於 水戸市 市町村会館  
 出席者 加納 昭会長，飯島伸生事務局長補佐

---

午後 3 時 9 分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成 26 年 7 月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は 31 名です。欠席委員は 24 番、飯田 稔委員、1 人であります。よって農業委員会に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、32 番、高須一郎、1 番、宮本 昇委員の両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 議案書の 1 ページをお開き願います。

報告第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号 1 番、佐原組新田字釜井、田 3 筆、5,997 平方メートルでございますが茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権移転を行うものです。

受理番号 2 番、結佐字流作、田 3 筆、5,041 平方メートルでございますが同じく茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権移転を行うものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、上之島字上ノ島ほか2地区、田8筆、畑1筆、原野1筆、計10筆、23,589平方メートルでございますが、平成25年10月15日被相続人が死亡により取得したものです。権利の取得者はいずれも自作地として耕作をしており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

### 日程 4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、結佐字流作、田3筆、5,041平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

## 日程 5 報告第3号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第4号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所、龍ヶ崎支部より照会のあったものでございます。八筋川字八郎田、田1筆、6,008平方メートルでございますが、さる6月20日担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、農地法の農地に該当するため買受適格者証明を要する旨回答をいたしました。次に、

受理番号2番、水戸地方裁判所、龍ヶ崎支部より照会のあったものでございます。高田字新畑、田3筆、1,457平方メートルでございますが、さる6月20日担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、当該地は農地法第5条の転用許可地であることからその旨回答をいたしました。

受理番号3番、茨城租税管理機構より照会のあったものでございます。上馬渡字上馬渡、田1筆、9,801平方メートルでございますが、さる6月20日担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、農地法の農地に該当するため買受適格者証明を要する旨回答をいたしました。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程 6 報告第5号 農地転用事実に関する照会書について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「農地転用事実に関する照会書について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第5号、「農地転用事実に関する照会書について」でございます。水戸地方法務局、竜ヶ崎支局より照会のあったものでございます。

新橋字町田、田1筆、498平方メートルですが、さる6月20日担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果農地法第5条の転用許可地であり申請のとおり自己住宅が建築されておりましたので、その旨回答をいたしました。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

#### 日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に該当する案件がございますので事務局は受理番号10番を除いて説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」でございます。

売買による所有権移転6件、競売による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件、使用貸借権の設定1件の合計10件でございます。

受理番号1番、阿波崎字阿波崎ほか、田4筆、10,852平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例促進事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号2番、浮島字尾島、田1筆、10,371平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例促進事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号3番、高田字岡、田1筆、4,211平方メートルについてでございますが、水戸地方裁判所、龍ヶ崎支部が行った不動産競売において最高価申込者となったものであります。受人には4月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。

受理番号4番、高田字須賀、田1筆、5,155平方メートルについてでございますが、水戸地方裁判所、龍ヶ崎支部が行った不動産競売において最高価申込者となったものであります。受人には4月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。

7ページをお開き願います。

受理番号5番、高田字須賀ほか、田6筆、畑6筆、14,686平方メートルについてでございますが、受人が父より受贈するものでございます。

8ページをお開き願います。

受理番号6番、上根本字南下、田20筆、畑8筆、43,603平方メートルについてでございますが、受人が使用貸借権の設定をするものでございます。続きまして、

9ページをお開き願います。

受理番号7番、浮島字関谷、田3筆、2,973平方メートルについてでございますが、

受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号8番、浮島字関谷、田6筆、5、292平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号9番 浮島字尾島 田1筆 547平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上受理番号1番から9番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、農林振興公社の及び受理番号3番から4番については買受適格証明時に審査済みですので調査報告を省略します。受理番号5番について、井戸賀吉男委員の報告をお願いします。

○17番（井戸賀吉男君）17番、井戸賀でございます。受理番号5番について報告いたします。7月20日に秋本精一委員と受入との調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。調査の結果は事務局の説明通りでございます。受入は主に水稻と野菜を栽培している農業者であり、農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台を所有し、コンバイン、乾燥機は委託しているということでございます。農業従事日数は160日あります。経営面積は146アールであります。調査の結果受入は、農地取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、吉岡委員より報告願います。

○7番（吉岡一仁君）7番、吉岡です。受理番号6番について報告いたします。さる7月19日、山口委員と受入の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受入は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農業従事日数は220日あります。経営面積は443アールであります。調査の結果、受入は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番について、小貫委員より報告願います。

○9番（小貫和子君）9番、小貫です。受理番号7番について報告いたします。7月22日、宮本委員と受入の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受入は主にレンコンを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、レンコンに関する機械を所有しております。農作業従事日数は300日あります。経営面積は283アールであります。調査の結果、受入は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号8番から9番について、宮本昇委員より報告願います。

○1番（宮本 昇君）1番、宮本です。受理番号8番について、小貫委員と受入調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受入は主にレンコンを栽培している認定

農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は225アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。続きまして、

受理番号9番について報告いたします。7月22日、小貫委員と受人調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機、コンバイン、乾燥機は、共有であります。農作業従事日数は150日であります。経営面積は107アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか  
〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、受理番号10番でございますが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の規定に小貫和子委員が該当しますので、9番、小貫和子委員の退室を求めます。

〔小貫和子委員退室〕

○議長（加納 昭君）事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

受理番号10番、浮島字尾島、田1筆、2,671平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上で、議案第1号、10番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号10番について、宮本 昇委員の報告をお願いします。

○1番（宮本 昇君）1番、宮本です。受理番号10番について報告いたします。7月22日に糸賀委員と受人との調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。農業従事日数は300日であります。経営面積は613アールであります。調査の結果受人は、農



地取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」  
受理番号10番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審議が終了しましたので、9番、小貫和子委員の入室を許可いたします。

〔小貫和子委員入室〕

---

## 日程 8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）10ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、三次字接京田、畑2筆、766平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、清久島字清久島、田1筆、39平方メートルについてでございますが、申請人が農機具置場に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第2号、受理番号1及び2番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、糸賀泰夫委員より報告をお願いいたし

ます。

○30番（糸賀泰夫君）30番糸賀です。受理番号1番について、さる22日、小貫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなくすでに、太陽光発電施設の用地として利用していたものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号2番について、さる22日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、農機具置場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）11ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番，浮島字八ツ頭，畑1筆，173平方メートルについてでございますが，申請人が太陽光発電施設用地に転用するものであります。申請地は，非線引き区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番，江戸崎字小角，畑1筆，481平方メートルについてでございますが，申請人が自己住宅用地として転用するものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域内外であり，農地区分は第2種農地と考えられ別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番，犬塚字関京，畑1筆，1，257平方メートルについてでございますが，申請人が一時的に砂利採取用地に転用するものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域内外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番，村田字四ツ辻，畑2筆，747平方メートルについてでございますが，申請人が一時的に砂利採取の為の進入路，車両待避所に転用するものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域内外であり，農地区分は第2種農地と考えられ別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番，江戸崎字西江戸崎，田1筆，1，447平方メートルについてでございますが，申請人が店舗用地に転用するものであります。申請地は，全体計画2，293.36平方メートルのうち1，447平方メートルが農地であり，市街化調整区域，農振農用地外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

12ページをお開き願います。

受理番号6番，清久島字清久島，田1筆，65平方メートルについてでございますが，申請人が自己住宅用地として転用するものであります。申請地は，非線引き区域，農振農用地区域外，土地改良区域内除外地であり，農地区分は第1種農地と考えられ別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号7番，佐倉字佐倉原，畑1筆，2，966平方メートルについてでございますが，申請人が太陽光発電施設用地に転用するものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号8番，神宮寺字馬場尻，畑1筆，204平方メートルについてでございますが，申請人が駐車場用地として転用するものであります。申請地は，非線引き区域，農振農用地区域外，土地改良区域内外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で，議案第3号，受理番号1番から8番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。まず，受理番号1番について，宮本 昇委員より報告をお願いいたし

ます。

○1番（宮本 昇君） 1番宮本です。受理番号1番について、さる22日、小貫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査した結果は事務局の説明どおりで間違いはなくすでに、太陽光発電施設の用地として利用していたものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番から3番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○31番（山下恭一君） 31番山下です。受理番号2番について、さる22日、清原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用地として利用していたものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。続いて

受理番号3番について、さる22日、清原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、一時的に砂利採取用地として利用していたものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、村山委員より報告をお願いします。

○4番（村山文雄君） 4番村山です。受理番号4番について調査報告いたします。さる22日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査をいたしました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、一時的な転用であり砂利採取のための進入路及び車両待避所として利用するものであります。周辺農地にも問題がかからないものと判断いたしました。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号5番について、清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君） 21番清原です。受理番号5番について、さる22日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、店舗用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号6番について、坂本富男委員より報告をお願いいたし

ます。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号6番について、さる22日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号7番について、清原委員より報告をお願いいたします。

○19番（宮本善助君）19番宮本です。受理番号7番について、さる22日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号8番について、秋本委員より報告をお願いいたします。

○13番（秋本精一君）13番秋本です。受理番号8番について、さる22日、井戸賀吉男委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

## 日程10 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 13ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番、浮島字八ツ頭、畑1筆、264平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より住宅敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年11月23日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、上根本字中南曾根、畑1筆、上根本字中南下、畑1筆、313平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より住宅の敷地として利用されております。撮影年月日、平成元年10月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、上之島字下ノ町、田2筆、415.91平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より農業用倉庫兼作業場・宅地敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月19日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君） 1番宮本です。受理番号1番について、さる22日、小貫委員と糸賀委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から住宅用地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について吉岡委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉岡一仁君） 7番吉岡です。受理番号2番について、さる22日、山口委員と遠藤委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いはなく20年以上前から住宅敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号3番について坂本一雄委員より報告をお願いいたします。

○15番(坂本一雄君) 15番坂本です。受理番号3番について、さる22日、永長委員と蛭原委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いはなく20年以上前から農作業用地及び住宅用地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請書のとおり証明書を交付に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐(飯島伸生君) よろしく申し上げます。

14ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、1件、6筆、14,741平方メートルについての利用権の設定です。

受理番号1番、市崎字丑新田、田4筆、原野、現況、田2筆の計6筆 14,741平方メートル、新規設定で、利用目的が、その他とありますが牧草です。期間が6年、小作料は10アール当たり、30,000円、設定を受ける者は、経営面積747アールの農業生産法人です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長(加納 昭君) はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これよ

り議案第5号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

---

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成26年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

午後4時3分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長

㊟

---

32番委員

㊟

---

1番委員

㊟

---